

子育てや 高齢介護も この税で

平成26年度の納税標語が決定！

今年度の納税標語の入選作品が決定しました。第一席は高橋 隆さんの左の標語です。標語は税の啓発活動などに使わせていただきます。ご応募ありがとうございました。納税課☎(866)2059

入選者(敬称略)
第一席▶高橋 隆 **第二席**▶高橋禮子、木村紀美
第三席▶石田幸栄、伊東富美子、臼木裕美
佳作▶佐々木 博、奈良純嗣、鈴木喜市郎、鈴木綾子、佐々木榮子、藤井禮子、佐藤レイ、佐藤芳直、田賀登喜子、渋谷長吉



入選者のみなさんと石井副市長。前列右から2人目が第一席の高橋さん(12月1日の表彰式で)

平成26年度 税制改正のお知らせ

●市・県民税のローン減税が拡充されます

問い合わせ 市民税課個人市民税担当☎(866)2055

住宅ローンについて、平成26年4月1日以降に入居したかたの市・県民税の所得割から差し引く住宅借入金等特別税額控除は、次の①②のいずれか小さい額となります。

- ①住宅借入金等特別控除額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ②所得税の課税総所得金額等の額の7%(最高136,500円まで)



*ただし、②は平成26年4月1日以降の入居でも、住宅等にかかる消費税率が5%であった場合は、従来の5%(最高97,500円)が適用されます。

■住宅借入金等特別税額控除を受けるためには

控除をはじめて受けるかた▶税務署で確定申告を行い、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けてください。勤務先での年末調整では申請できません

控除を受けるのが2年目以降のかた▶税務署で確定申告をするか、勤務先での年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けてください。別途、住民税の申告書を提出する必要はありません

■上場株式の配当・譲渡所得の軽減税率が終了します

平成26年1月1日以降に支払いを受ける上場株式の配当・譲渡所得の軽減税率が終了し、20.315%(所得税・復興特別所得税15.315%、市・県民税5%)の税率が適用されます。

確定申告を選択されたかたは、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額について、確定申告第二表の住民税に関する事項にご記入ください。

上記に関する確定申告は、3月16日(月)までに行ってください。申告が遅れると、控除が受けられなくなります。



●軽自動車税の税率が変わります

問い合わせ 市民税課税制担当☎(866)8944

平成27年度から原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車の税率が下表のとおり変わります。ただし、三輪および四輪以上の軽自動車の新税率は、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用されます。

また、最初の新規検査から13年を経過した三輪および四輪以上の軽自動車は、平成28年度から重課税率(新税率のおおむね20%を重課した税率)が適用されます。



■原付、二輪など(年額)

車種区分		現 行	新税率
原動機付自転車	排気量が50cc以下	1,000円	2,000円
	排気量が50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	排気量が90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円
軽自動車	二輪(排気量が125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円
	被けん引車	2,400円	3,600円
	雪上車	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(排気量が250cc超)		4,000円	6,000円

■三輪、四輪以上(年額)

車種区分			現 行	新税率	重課税率	
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
		四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
	営業用			5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円

*平成27年4月1日に最初の新規検査を受けた車両は平成27年度から課税されます。また、平成27年4月2日以後に最初の新規検査を受けた車両は平成28年度から課税されます。
 *平成28年度から重課税率が適用される車両は、平成14年以前に最初の新規検査を受けたものです。

冬休みを利用して
予防接種を受けましょう

定期予防接種の対象年齢のお子さんは、冬休みを利用して予防接種を受けましょう。料金は無料です(ただし、対象年齢や接種期間を超えると有料)。医療機関には、母子健康手帳を忘れずにお持ちください。

二種混合(ジフテリア、破傷風)予防接種の対象
第2期▶11歳以上13歳未満(標準は小学6年)

乳幼児期に行った三種混合ワクチンの免疫力は、年数を経て低下するため、追加接種をして免疫力を高めましょう。

なお、予診票を持っていないかたは、健康管理課へご連絡ください。



麻しん風しん予防接種の対象

第1期▶1歳児 第2期▶5歳以上7歳未満(来年4月に小学校へ入学するお子さん)

*第2期の接種期限は来年3月31日(火)です。期限を過ぎると有料(全額自己負担)になります。

日本脳炎予防接種の対象

第1期(3回接種)▶生後6か月から7歳6か月まで
第2期(1回接種)▶9歳以上13歳未満

接種の勧めを差し控えていた期間に接種対象者であった、平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれたかたは、特例対象者として20歳未満まで定期接種(無料)が受けられます。

国保に加入しているみなさんへ

問い合わせ▶国保年金課 ☎(866)2098



70歳未満のかたが対象の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新手続きは1月5日(月)から受け付けます



限度額適用認定証

病院や薬局などを受診する際に提示する、「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は12月31日(水)です。1月1日(木)から有効となる認定証の更新手続きは、1月5日(月)から受け付けますので、国民健康保険の被保険者証を下記の窓口にお持ちください。

なお、70歳以上のかたの医療費などの自己負担限度額に変更はなく、現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は来年7月31日(金)です。

高額療養費の申請には領収書の原本が必要です

世帯の1か月の医療費の自己負担額が一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、申請すると、超えた分が払い戻しされる高額療養費制度があります。

申請されるかたは、国民健康保険被保険者証、領収書の原本、世帯主名義の預金通帳、または口座がわかるものを下記の窓口にお持ちください。

*窓口で必ず領収書の原本を確認します。確定申告などで領収書原本を使用(提出)する前に、高額療養費の申請手続きをしてください。

申請窓口(平日)

国保年金課(市役所議場棟1階)、北部・西部・河辺・雄和・南部(御野場)の各市民サービスセンター、駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所

平成27年1月から70歳未満のかたが対象の高額療養費の自己負担限度額が変わります

■平成26年12月31日まで

世帯区分	当該診療月以前12か月間の高額療養費該当回数		適用区分	
	1~3回目	4回目以降		
市民税課税世帯	上位所得者	150,000円+(総医療費-500,000円)×0.01	83,400円	A
	一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	B
市民税非課税世帯		35,400円	24,600円	C

上位所得者=基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯



下表のとおり、市民税課税世帯の限度額が、基礎控除後の総所得金額により4つに区分されます

■平成27年1月1日から

世帯区分 …金額は、基礎控除後の総所得金額	当該診療月以前12か月間の高額療養費該当回数		適用区分	
	1~3回目	4回目以降		
市民税課税世帯	901万円を超える世帯	252,600円+(総医療費-842,000円)×0.01	140,100円	ア
市民税課税世帯	600万円~901万円の世帯	167,400円+(総医療費-558,000円)×0.01	93,000円	イ
	210万円~600万円の世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	ウ
市民税課税世帯	210万円以下の世帯(市民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円	エ
市民税非課税世帯		35,400円	24,600円	オ

*4回目以降の金額で支払えるのは、医療機関が適用を可能と認めた場合に限りです。それ以外で4回以上に該当する場合は、払い戻しの申請が必要です。